

公の施設の管理方針

平成26年11月

春日井市

I 趣旨

この管理方針は、公の施設について、施設の設置目的をより効果的に達成するために、これまでの状況を検証し、施設の特성에応じた管理運営の方向性を定め、その管理運営の主体を選定するための指針とするものです。

II 現状

本市の公の施設では、平成21年10月に策定した「公の施設の管理方針」に基づいて、その管理運営の主体を選定しています。

指定管理者を選定した施設のうち、福祉の向上や文化の振興などの市の施策を推進する必要性から設置された施設については、長年にわたる管理運営を通じて得た独自のノウハウや利用者との信頼関係、業務の継続性等を勘案し、出資法人等¹を非公募により選定しています。

また、地域のコミュニティ施設については、地域の自主管理が望ましいことから、区・町内会や老人クラブなどの地域で活動する団体を非公募により選定しています。

さらに、コミュニティ住宅や東部子育てセンター等については、経営ノウハウの活用や質の高いサービス提供のため、民間事業者等を公募により選定しています。

指定管理者の選定は、その制度の趣旨から公募によることが原則とされていますが、本市では大半の施設において、非公募により選定しています。

ホールや体育館などの施設については、本市では出資法人等が指定管理者となっていますが、全国的には民間事業者等が指定管理者となる事例も見受けられます。また、福祉分野においては、民間事業者等による高齢者や障がい者に対するサービスの提供体制が充実しつつあるところです。

こうした中、出資法人等を引き続き非公募により指定管理者に選定することについては、施設の設置目的をより効果的に達成するという制度の趣旨に鑑み、

¹ 公益財団法人春日井市スポーツ・ふれあい財団、公益財団法人かすがい市民文化財団、公益財団法人春日井市健康管理事業団、社会福祉法人春日井市社会福祉協議会、勝川開発株式会社をいいます。

改めてその妥当性を検証する必要があります。

また、指定管理者となった民間事業者等については、各施設とも管理業務計画に基づき、概ね適正な管理運営を実施しており、すでに施設の管理運営に対するノウハウの蓄積や利用者との信頼関係の構築が十分になされている事例もあるため、今後の選定に当たっては、これらの実績を考慮することについても検討する必要があります。

なお、指定管理者の業務については、事前に管理業務計画を承認することにより、施設の適正な管理運営を図ることとしており、今後もサービス向上や経費の縮減を積極的に推進するため、その実態を検証し、継続的に改善を図っていく必要があります。

Ⅲ 公の施設の管理方針

1 方針の適用

この管理方針は、平成27年4月1日から適用することとします。ただし、この管理方針の策定の時点で指定管理者が管理運営する施設については、原則として、その指定期間の満了後から適用することとします。

2 指定管理者制度の活用の基準

(1) 次のいずれかに該当するものについては、原則として市の直営による管理運営とします。

ア 清掃、メンテナンス等の業務委託で対応でき、施設の管理運営への民間事業者等のノウハウの活用の余地が少ないもの

イ 必要なサービスを提供できる民間事業者等の確保が困難なもの

ウ 施設の特性から民間事業者等の参入を見込み難いもの

(2) 必要なサービスを提供できる民間事業者等が一定程度存在し、そのノウハウの活用により、サービス向上、施設の利用促進、経費の縮減などのメリットを見込むことができるものは、原則として指定管理者による管理運営とします。

3 指定管理者の選定の基準

指定管理者の選定は、原則として公募によることとします。ただし、次に該当する場合については、それぞれに定めるとおりとします。

(1) 市の施策を推進するための拠点として整備した施設

市の施策を推進するための拠点として整備した施設については、市の施策を十分に理解し、市と一体となってその施策の推進を図ることができる団体による管理運営が必要です。

また、出資法人等は、市の施策の展開を図る上で、市の役割を補完し、専門性を活かした効果的な事業を実施するために設立された団体であり、文化、スポーツを始め、それぞれの分野に特化した知識や経験を持った職員を有しています。そして、市の意向を十分に理解した事業を実施するとともに、長年にわたる施設の管理運営を通じて独自のノウハウを蓄積しています。

従って、これらの施設については、出資法人等が管理運営することで、より質の高いサービスの提供や市と一体となった安定的な施策展開が期待できることから、当該出資法人等を非公募により指定管理者として選定することとします。

(2) セーフティネットとしての役割がある福祉施設

高齢者や障がい者など福祉施設の利用者には、複雑な事情を抱える事例も見受けられます。こうした利用者に対し、より適切な福祉サービスを提供するためには、民間事業者よりも、市又は出資法人等による管理運営の方が効果的な場合があります。

従って、このようなセーフティネットとしての役割が求められる福祉施設については、市と密接な関係があり、確実な連携を図ることができる出資法人等を非公募により指定管理者として選定することとします。

なお、これらの施設については、同種のサービスが民間事業者等により展開されていることから、将来的には、市が福祉施設を管理運営する必要性について、民間事業者への移譲も視野に入れ、検討することとします。

(3) 地域のコミュニティ施設

地域には、区・町内会や老人クラブなどの団体が存在し、コミュニティ施設を利用した活動を行っています。また、施錠や清掃、利用予約などを地域において実施することにより、経費の縮減や地域の利便性の向上を図ることもできます。

こうした利用の実態や維持管理上の必要性から、地域のコミュニティ施設については、地域に密着した団体による管理運営が望ましいと考えられます。

従って、これらの団体を非公募により、指定管理者として選定することとします。

(4) 従来の指定管理者を非公募により選定する施設

公募により選定された指定管理者が管理運営している施設については、指定管理者がその管理運営を実施する中で、経験やノウハウを蓄積し、福祉施設などでは利用者との信頼関係を構築しているものもあります。

従って、公募により選定された指定管理者が管理運営している施設であって、次のいずれにも該当するものにあつては、現在の指定管理者を非公募により、引き続き指定管理者として選定することができることとします。

ア 指定管理者が、施設の管理運営について、当初に期待していた以上の成果を発揮しているもの

イ 指定管理者が利用者との強固な信頼関係を構築しており、その交代により混乱を招くなどサービスが低下する恐れがあると認められるもの

4 モニタリング（点検・評価）の実施

この管理方針に基づき、指定管理者が管理運営を行っている施設については、効果的かつ効率的な管理運営を担保するために、次の視点によりモニタリングを定期的実施し、その結果に基づき改善を図ることとします。

(1) 管理業務計画に基づき、安定的かつ継続的な施設の管理運営を行うことができているか。

- (2) 市民ニーズを把握し、施設を活用したサービス向上を図ることができているか。
- (3) サービス向上を図りつつ、管理運営に要する経費の縮減に努めているか。

IV 今後の公の施設の管理運営

今後の公の施設の管理運営については、市民ニーズの多様化や民間事業者の参入状況等を踏まえ、必要に応じて、この管理方針に基づき管理運営の方向性を判断することとします。

また、社会状況の変化などにより、この管理方針について再検討する必要がある場合には、適宜、見直しをすることとします。

なお、市が現在、設置管理している施設のうち、市民ニーズが低下しているものや民間事業者等による同種のサービスの提供が充足しているものなどにあっては、限られた財源の中で、最善のサービスを提供するという観点から、市が引き続き設置、管理する必要性について検討を進めていくこととします。